

(1) 審議事項

②旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

旭市国民健康保険税条例（平成17年旭市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.25を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,260円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

第23条第1項第2号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 900円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 50円

第23条第1項第3号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 360円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 20円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号オに規定する金額を減額した世帯 2 7 0 円

イ 前項第 2 号オに規定する金額を減額した世帯 4 5 0 円

ウ 前項第 3 号オに規定する金額を減額した世帯 7 2 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9 0 0 円

第 2 3 条第 3 項各号列記以外の部分中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び 1 8 歳以上被保険者均等割額」に改め、「の被保険者均等割額」の次に「及び 1 8 歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の 3 号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 2 の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 3 の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 1 8 歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 4 の規定により算定した 1 8 歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の 1 8 歳以上被保険者均等割額）の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第 2 3 条に次の 1 項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者（以下「1 8 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第 1 項、第 2 項又

は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第5項、第6項及び第8項から第11項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附則第12項及び第13項中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附則第14項及び第15項中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の旭市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。